

第2弾

貨物運送事業者 燃料費高騰対策支援金



－ 申請の手引き －

<申請期間>

令和5年8月1日(火)から9月30日(土)まで

市川市 経済観光部 商工業振興課

<受付時間> 8:45～17:15 (土日祝日を除く)

<電話番号> 047-712-7974

<メールアドレス> jirinkyu2@city.ichikawa.lg.jp

① 支援金の概要

燃油価格の高騰の影響を受けた貨物自動車運送事業者の事業継続への負担軽減を図り、地域経済を支える重要な社会インフラである物流を支えるため、「貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金」を給付します。

なお、本支援金の第1弾として、令和5年3月27日から同年5月31日を申請期間として、令和4年4月から同年8月分の燃料費を対象とした給付を行いました。第1弾を受給された方も、第2弾の申請ができます。

■ 給付対象者 次のⅠ～Ⅶを全て満たす方が対象です。

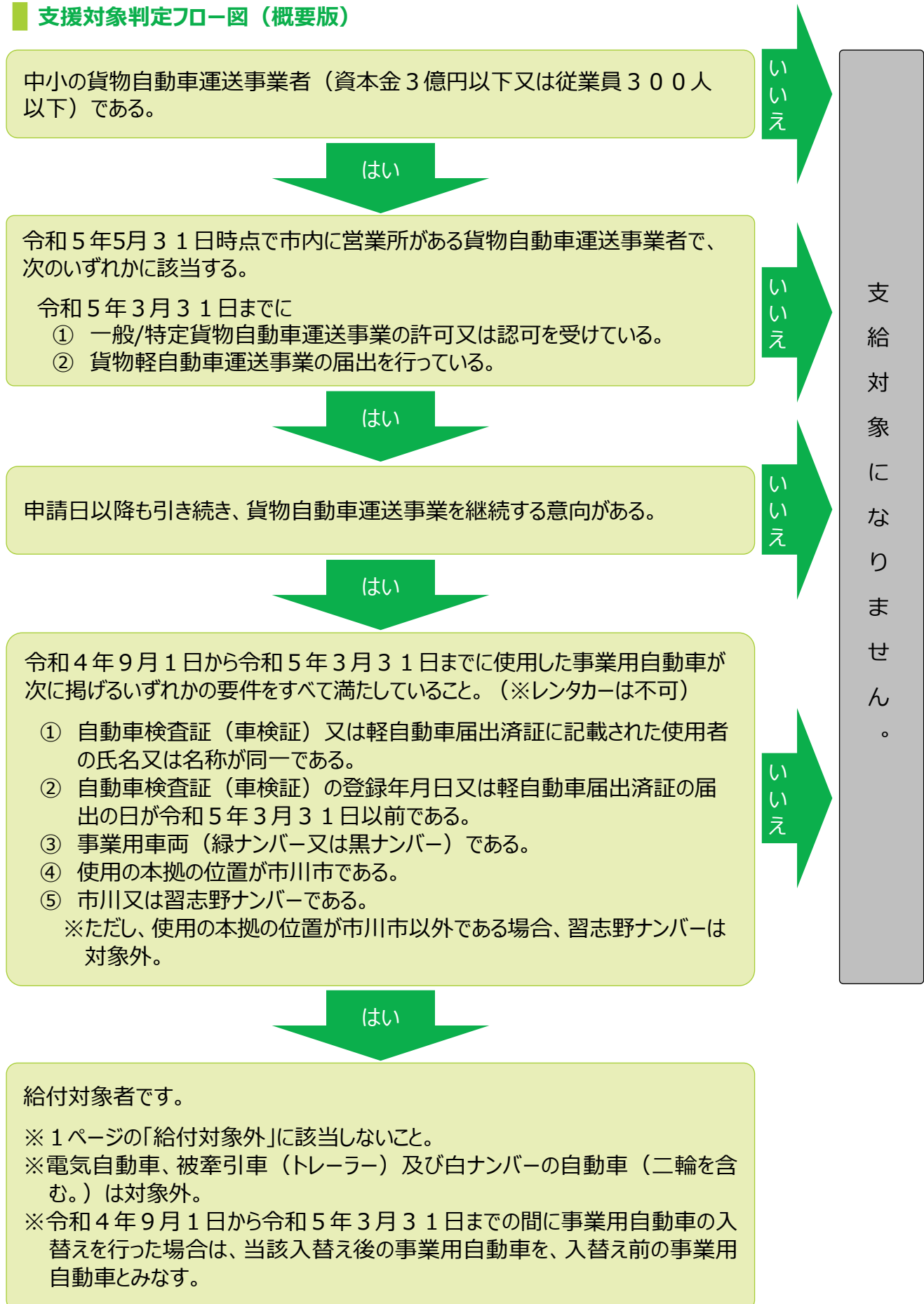
- Ⅰ. 関東運輸局千葉運輸支局において、一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可若しくは認可を受け、又は貨物軽自動車運送事業の届出を行っており、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人又は個人であること。
- Ⅱ. 令和5年5月31日時点において市内に営業所を有すること。
- Ⅲ. 令和5年3月31日までに、一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に必要な許可若しくは認可を受け、又は貨物軽自動車運送事業に必要な届出を行い、当該事業を営んでいること。
- Ⅳ. 燃油価格の高騰の影響を受け、事業継続への負担が生じていること。
- Ⅴ. 令和4年9月1日から令和5年3月31日までに使用した自ら走行する事業用自動車が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 自動車検査証（車検証）に記載された使用者の氏名又は名称が貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けようとする者と同一であって、登録年月日が令和5年3月31日以前であり、かつ、使用の本拠の位置が市川市であること。
 - イ 軽自動車届出済証に記載された使用者の氏名又は名称が貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けようとする者と同一であって、届出の日が令和5年3月31日以前であり、かつ、使用の本拠の位置が市川市であること。
- Ⅵ. 貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けたあとも、引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- Ⅶ. 納期限が到来した市税を完納している者であること。

■ 給付対象外 次のⅠ～Ⅺのいずれかに該当する方は対象外です。

- Ⅰ. 本市が実施する市川市障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金、市川市介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金又は公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付対象となる者
- Ⅱ. 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者又は医療保険各法の被扶養者
- Ⅲ. 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- Ⅳ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- Ⅴ. 宗教上の組織又は団体
- Ⅵ. 政治団体
- Ⅶ. 市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等（次号において「暴力団員等」という。）又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者
- Ⅷ. 法人であって、その役員のうちに暴力団員等又は暴力団密接関係者があるもの
- Ⅸ. 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた者
- Ⅹ. 既にこの要綱による貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けた者（第8条第1項の規定による給付の決定を受けた者を含む。）
- Ⅺ. その他市長が適当でないと認める者

① 支援金の概要

■ 支援対象判定フロー図（概要版）



① 支援金の概要

給付額

1 事業者当たりの上限額は 200 万円です。

事業用自動車の種別	給付額
一般/特定貨物自動車 (普通・小型(二輪以外)・大型特殊)	1 台あたり 26,000 円
貨物軽自動車 (軽自動車・小型(二輪のみ))	1 台あたり 6,000 円

※電気自動車、被牽引車(トレーラー)及び白ナンバーの自動車(二輪を含む。)は対象外です。

※令和4年9月1日から令和5年3月31日までの間に事業用自動車の入替えを行った場合は、当該入替え後の事業用自動車を、入替え前の事業用自動車とみなします。

支援金(請求)額の計算例

使用台数

一般/特定貨物自動車 80 台
軽貨物自動車 20 台 を使用している場合

1台あたりの給付額×使用台数

給付対象車両が複数台あれば、その台数分の支援金を給付します。

事業用自動車の種別	①1台あたりの 給付額	②使用台数	③金額(①×②)
一般/特定貨物自動車 (普通・小型(二輪以外)・大型特殊)	26,000 円	80 台	2,080,000 円
貨物軽自動車 (軽自動車・小型(二輪のみ))	6,000 円	20 台	120,000 円
合 計 (A)			2,200,000 円

上限額は
200万円

支援金(請求)額

支援金申請(請求)額 ((A) 又は 200 万円の低い方)	2,000,000 円
-------------------------------------	-------------

② 支援金の申請方法、申請期間

以下のとおりオンライン又は郵送での受付を行います。窓口による対面での受付は行いません。
ご不明な点は、市へお問い合わせください。

■ オンライン申請について



こちらのURLから手続きに進み、必要事項を入力してください。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/kamotsushien.html>

■ 郵送申請について

【郵送先】

〒272-8501
千葉県市川市八幡1丁目1番1号
市川市 経済観光部 商工業振興課

※必要に応じて、専用宛名ラベル（最終ページ）をご利用ください。

■ 申請期間

令和5年8月1日（火）から令和5年9月30日（土）まで

- オンラインの場合：令和5年9月30日（土）23時59分まで
- 郵送の場合：令和5年9月30日（土）消印有効

③必要書類一覧表

過去に貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金を申請した方は、添付書類の一部を省略することができます。

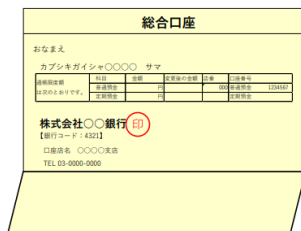
必要書類	法人	個人	省略	
【郵送申請の場合のみ提出】 貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金申請書兼請求書（様式第1号）	○	○	不可	
【郵送申請の場合のみ提出】 誓約書・同意書（様式第2号）	○	○	不可	
履歴事項証明書 （3か月以内に発行されており、かつ申請時の代表者氏名の記載のあるもの）	○	/	不可	
申請者名義の本人確認書類の写し （原則、顔写真付きのもの）※P.12参照			○	不可
申請者名義の国民健康保険証の写し （有効期限内であるものに限る）			○	不可
貨物自動車運送事業に係る許認可書又は届出書の写し	○	○	可	
給付対象車両の全ての自動車検査証（令和5年1月4日以降発行分については 自動車検査証記録事項）又は軽自動車届出済証の写し	○	○	不可	
通帳表紙の裏面又はキャッシュカードの写し	○	○	可	
委任状 ※振込先口座が法人名義・本人名義以外の場合	○	○	可	

通帳の写しについて

金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるようスキャン又は撮影してください。

- ・紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳の画面等の画像を提出してください。
- ・同様に、当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



カナ名義であることをご確認ください。

電子車検証が発行された車両について

令和5年1月4日以降に新規登録や継続検査等の手続きを行った車両については、電子車検証が発行されます。

電子車検証が発行された車両のうち、支援金の交付対象となる車両については、「**自動車検査証記録事項の写し**」をご提出ください。

注）自動車検査証記録事項に記載の使用の本拠の位置が市川市であることを確認します。

④自動車検査証等の掲載項目について

自動車検査証等に記載されている下記の事項を満たす車両が給付の対象となります。

項 目	要 件
① 初年度登録年月	令和5年3月（31日）以前
② 自動車の種別	普通、小型又は軽自動車
③ 用途	貨物又は特種
④ 自家用・事業用の別	事業用
⑤ 原動機の型式	記載あり（原動機搭載）
⑥ 燃料の種類	ガソリン、軽油等の化石燃料
⑦ 使用者の氏名又は名称	申請者と同一
⑧ 使用の本拠の位置	市川市
⑨ 有効期間の満了する日	令和4年9月以降
⑩ 自動車登録番号又は車両番号	市川又は習志野の一部

【イメージ】

番 号 00000 A

令和 4年 5月 10日

千葉運輸支局長

自 動 車 検 査 証 ① ② ③ ④

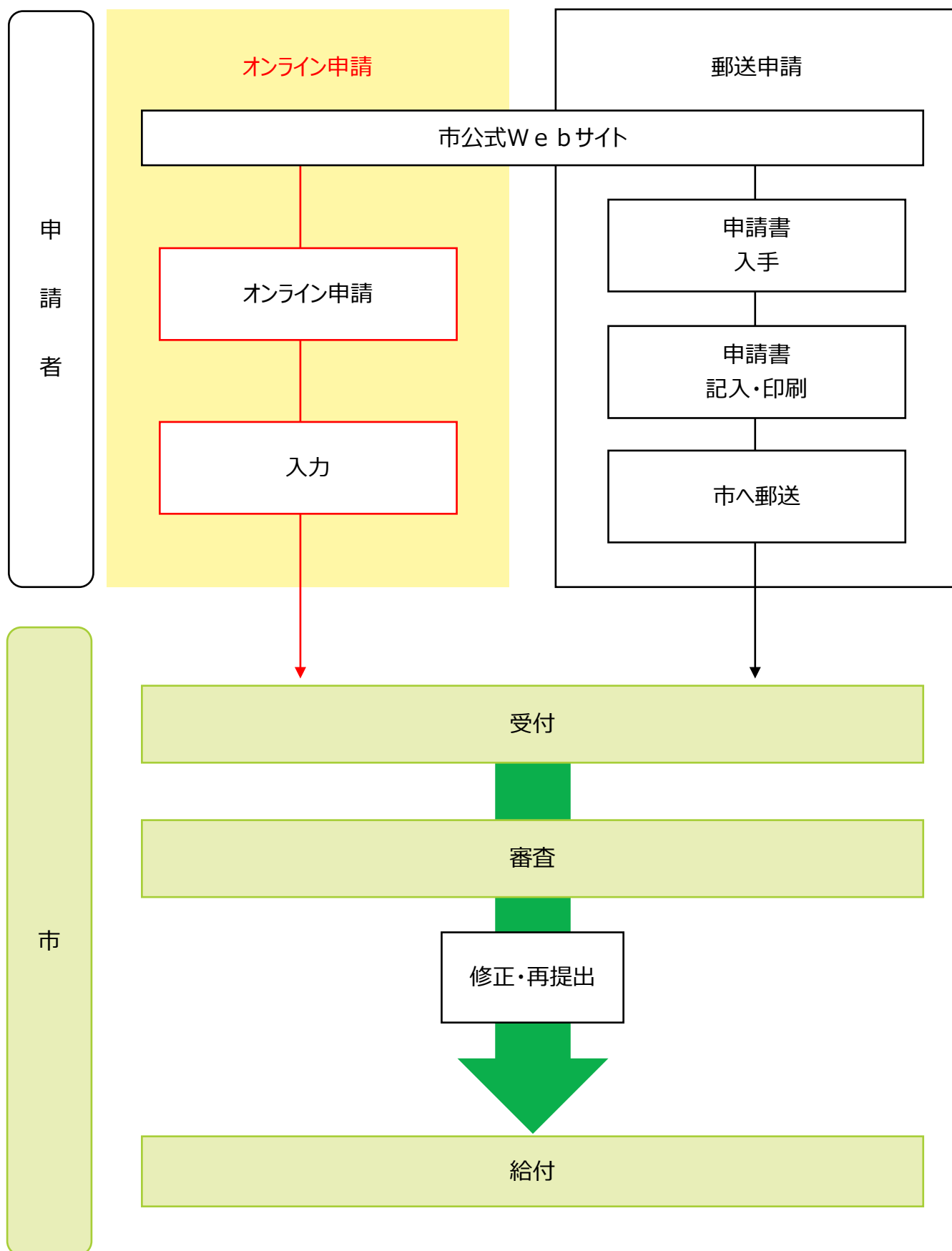
自動車登録番号または車両番号	登録年月日/交付年月日	初年度登録年月	自動車の種別	用 途	自家用・事業用の別	車 体 の 形 状
市川 100 あ XXX ⑩	令和 1年 4月 22日	平成 31年 4月	普 通	貨物	事業用	トラクタ [027]
車 名	乗員定数	最大積載量	車両重量	車両総重量		
ABCDE [215]	2人	12000kg	5000kg	17000kg[6000kg]		
車 台 番 号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重 後後軸重
FGH-IJ	800cm	200cm	280cm	2500kg	—kg	—kg 2100kg
型 式	原 動 機 の 型 式	排気量又は定格出力	燃 料 の 種 類	型式指定番号	種別区分番号	
KLMNO	PQ12 ⑤	10.5 L kg	軽油 ⑥			
所有者の氏名又は名称	株式会社 市川市役所					
所 有 者 の 住 所	千葉県市川市八幡1-1-1					
使用者の氏名又は名称	*** ⑦					
使 用 者 の 住 所	***					
使用の本拠の位置	千葉県市川市南八幡2-20-1 ⑧					
有効期限の満了する日	令和 5年 4月 30日 ⑨		年 月 日			

備 考

⑤申請から給付までの流れ

申請から給付までのおおまかな流れは、次のとおりです。

オンライン申請は、郵送申請より少ない手順で申請ができます。



様式第1号（第7条関係）

貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金申請書兼請求書

令和5年9月29日

市川市長

本店又は営業所の所在地です。
（個人の場合における「住所」ではありません。）
郵便番号も必ず記入してください。

履歴事項全部証明書に記載の肩書
と同じ表記としてください。

（申請者）

所在地（営業所）	〒272-8501 市川市八幡1-1-1
名称（屋号）	株式会社市川市役所
代表者職・氏名	代表取締役 市川 太郎
担当者名	市川 二郎
担当者電話番号	047-XXXX-XXXX
メールアドレス	*****@city.ichikawa.lg.jp

貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けたいので、下記のとおり申請し、併せて、支援金の給付の対象となる事業用自動車の台数を報告します。

また、支援金の交付を可とする旨の決定を受けたときは、その全額を下記に指定する口座に振り込んでください。

記

（申請者の概要）

(1) 申請者種別

☒ 法人
☐ 個人
生年月日 (和暦) 年 月 日
住 所

個人の場合は、自宅の住所を記入してください。

和暦（昭和・平成）で記入してください。

(2) 給付対象者に対する確認事項

※該当するものにチェックしてください。（全て該当する必要があります。）

☒ 令和5年5月31日時点において市内に営業所を有している。
☒ 令和5年3月31日までに、一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に必要な許可若しくは認可を受け、又は貨物軽自動車運送事業に必要な届出を行っている。
☒ 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人又は個人である。

(3) 事業用自動車の台数の状況

事業用自動車の種別	①1台当たりの 給付額（円）	②台数	③金額（①×②）
一般/特定貨物自動車 （普通・小型（二輪以外）・大型特殊）	26,000円	80台	2,080,000円
貨物軽自動車 （軽自動車・小型（二輪のみ））	6,000円	20台	120,000円
合計（A）			2,200,000円

※電気自動車、被牽引車（トレーラー）及び白ナンバーの自動車（二輪を含む。）は対象外。

(4) 支援金申請（請求）額

支援金申請（請求）額 （（A）又は200万円の低い方の額）	2,000,000円
----------------------------------	------------

※上限額は、200万円。

(5) 給付対象車両に対する確認事項

※チェックしてください。（いずれかに該当する必要があります。）

- ☒ 令和4年9月1日から令和5年3月31日までに使用した自ら走行する事業用自動車が次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。
- ア 自動車検査証に記載された使用者の氏名又は名称が貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けようとする者として同一であって、登録年月日が令和5年3月31日以前であり、かつ、使用の本拠の位置が市川市であること。
- イ 軽自動車届出済証に記載された使用者の氏名又は名称が貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けようとする者として同一であって、届出の日が令和5年3月31日以前であり、かつ、使用の本拠の位置が市川市であること。

(6) 振込先

通帳裏面と同じ名義を記載してください。

金融機関コード	1	1	1	1	金融機関名	市川銀行						
支店コード	—	1	1	1	支店名	市川支店						
種別	普通 当座				口座番号	1	1	1	1	1	1	1
口座名義人（カナ）	カ	）	イ	チ	カ	ワ	シ	ヤ	ク	シ	ヨ	

【注意事項】

- 申請者名義以外の振込先口座の場合は、別途「委任状」を提出してください。
- 口座番号が7桁に満たない場合は、頭に「0」をつけて7桁にしてください。

(添付書類)

(1) 法人の場合

※ 過去に本支援金の申請をした方は、以下の「省略」欄にチェックを入れ、添付資料を省略することができます。

No.	提出書類	添付	省略
1	誓約書・同意書（様式第2号）	☒	☒
2	市川市内に営業所を有し、貨物自動車運送事業を営んでいることを証明する書類の写し	履歴事項証明書（3箇月以内に発行されているもの）	☒
		貨物自動車運送事業に係る許認可書又は届出書の写し	☐
3	市川市内で事業用自動車を使用していることを証明する書類の写し	給付対象車両の全ての自動車検査証（令和5年1月4日以降発行分については、自動車検査証記録事項）又は軽自動車届出済証の写し	☒
4	支援金の振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座種別及び口座名義人が確認できるものの写し	<振込先口座が本人名義の場合> 通帳表紙の裏面又はキャッシュカードの写し 等	☐
		<振込先口座が本人名義以外の場合> ア 委任状（①委任者（申請者の名前・住所を記載）、②受任者（振込先名義人の名前・住所を記載）、③委任の文言） イ 通帳表紙の裏面又はキャッシュカードの写し 等	☒

過去に本支援金（第1弾）の申請をした方は添付書類を省略することができます。
省略する場合は、「省略」欄の□にチェックを入れてください。

様式第2号（第7条関係）

誓約書・同意書

以下の内容を確認し、全てにチェックをしてください。

はい	いいえ	誓約・同意事項
☒	☐	1 申請内容に虚偽はありません。
☒	☐	2 本支援金の給付後も、引き続き市川市内で事業継続の意思があります。
☒	☐	3 納期限の到来した市税を完納しています。
☒	☐	4 燃料費の高騰の影響により事業継続への負担が生じています。
☒	☐	5 市川市が実施する市川市障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金、市川市介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金又は公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の対象ではありません。また、市長がこれらの支援金の給付状況を確認することについて同意します。
☒	☐	6 雇用保険法第4条第1項の被保険者又は医療保険各法の被扶養者ではありません。
☒	☐	7 法人税法第2条第5号に規定する公共法人ではありません。
☒	☐	8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は店舗型性風俗特殊営業に係る接客業務受託営業を行う者ではありません。
☒	☐	9 宗教上の組織又は団体ではありません。
☒	☐	10 政治団体ではありません。
☒	☐	11 市川市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者ではありません。 法人の場合には、役員にもこれらの者はいません。
☒	☐	12 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた者ではありません。
☒	☐	13 令和4年9月1日から令和5年3月31日までに使用した自ら走行する事業用自動車を対象車両とする本支援金を今まで一度も受けたことがありません。
☒	☐	14 本支援金の審査に当たり、必要な調査及び追加資料の提出に同意します。
☒	☐	15 申請書等の不備による補正を求められたにも関わらず、令和5年12月28日までに申請者の責に帰すべき事由で給付ができない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなすことについて、同意します。
☒	☐	16 本支援金の審査に当たり、上記に係る事項を証明すべき事実を市長が公簿等により確認することについて、同意します。
☒	☐	17 給付要件に該当しない事実が判明した場合は、給付決定の取消し及び支援金の返還に応じます。

上記事項に誓約・同意いたします。

誓約した内容と事実が相違する場合は、本支援金が受けられないことになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が全責任を負うものとします。

令和5年9月28日

（あて先）市川市長

（申請者）所在地（営業所）市川市八幡1-1-1

名称（屋号）株式会社市川市役所

代表者職・氏名 代表取締役 市川 太郎

⑦本人確認書類（個人の場合）

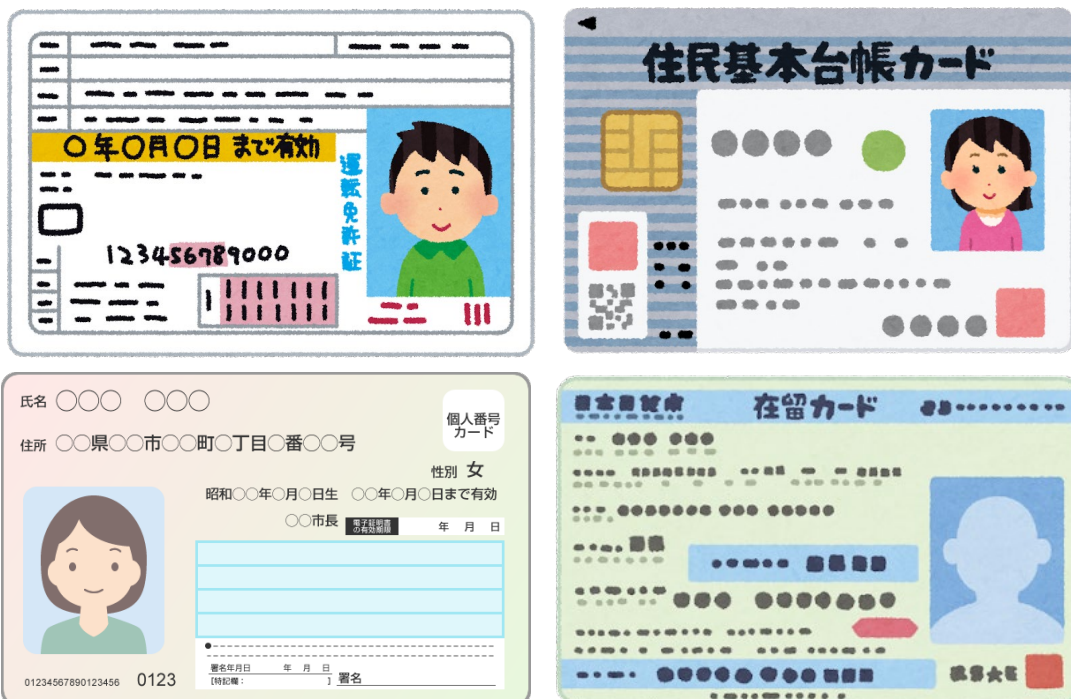
下記のいずれかの写しを、住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- 個人番号カード（オモテ面のみ）
- 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）

なお、上記本人確認書類を保有していない場合は、下記（１）又は（２）で代替することができるものとします。

- （１） 住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）
- （２） 住民票の写し及び各種健康保険証（両面）
※ 各種健康保険証は「記号」、「番号」、「保険者番号」、「二次元コード」が見えないようマスキングしてください。

※ いずれの場合も、申請を行う月において有効なものであり、かつ記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。



⑧よくある質問（Q&A）

Q 1 県の「千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金」との重複受給はできますか？

A 1 重複受給ができます。

Q 2 市外の車庫に車両を保管していますが、対象となりますか？

A 2 自動車検査証（車検証）又は軽自動車届出済証に記載された使用の本拠の位置が市川市となっていれば、対象車両となります。

Q 3 いつ時点の車両が対象となるのですか？

A 3 令和4年9月1日以降の自動車検査証（車検証）を基準として、令和5年3月31日までに継続して使用している車両が対象となります。

Q 4 市川市内の営業所にある他市、他都道府県ナンバーの車両は対象となりますか？

A 4 対象となりません。市川及び習志野ナンバーの一部が対象となります。なお、自動車検査証（車検証）及び軽自動車届出済証の「使用の本拠の位置」が市川市である必要があります。

Q 5 白ナンバーの車両は支援金の対象となりますか？

A 5 対象となりません。事業用自動車（緑ナンバー及び黒ナンバー）の車両が対象となります。

Q 6 電気自動車は対象となりますか？

A 6 対象となりません。なお、ハイブリッド車は対象となります。

Q 7 二輪自動車は対象となりますか？

A 7 貨物自動車運送事業で用いる自動車に該当する緑ナンバーの場合には、対象となります。

Q 8 リース車は支援対象となりますか？

A 8 緑ナンバー又は黒ナンバーの車両であって、自動車検査証（車検証）又は軽自動車届出済証の使用者の氏名又は名称が申請者と同一であれば対象となります。

Q 9 割賦により所有権留保されている車は支援金の対象となりますか？

A 9 緑ナンバー又は黒ナンバーの車両であって、自動車検査証（車検証）又は軽自動車届出済証の使用者の氏名又は名称が申請者と同一であれば対象となります。

⑧よくある質問（Q&A）

Q 1 0 被雇用者又は社会保険（健康保険）の被扶養者ですが、交付対象となりますか？

A 1 0 本業として事業活動を行っている事業者が交付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者は対象外となります。また、社会保険（健康保険）の被扶養者も、他のご家族等の収入で生計を立てていると考えられるため、対象外となります。

Q 1 1 市内に複数の営業所がある場合、申請はどのように行いますか？

A 1 1 本社またはいずれかの営業所が取りまとめのうえ、対象となる車両の台数を合算して申請してください。

Q 1 2 一般貨物自動車運送事業と貨物軽自動車運送事業を営んでいますが、申請はまとめて行えますか？

A 1 2 同一事業者であればまとめての申請をお願いします。

Q 1 3 許可書等を紛失してしまいましたが、どのようにすればいいですか？

A 1 3 関東運輸局千葉運輸支局において「事業内容に係る証明書類」等の交付を受けたあと、それを許可書等の代わりにしてください。

Q 1 4 支援金の用途制限はありますか？

A 1 4 用途については、特に制限はありません。事業継続のために幅広くご活用ください。

Q 1 5 郵送申請を検討していますが、申請書はどこで入手できますか？

A 1 5 市公式Webサイトに申請書等を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。また、下記の窓口において申請書を配布しております。

配架場所	
北部	大柏出張所（南大野 2 - 3 - 1 9）
中部	第 1 庁舎（八幡 1 - 1 - 1）3 階 商工業振興課
	市川駅行政サービスセンター（市川南 1 - 1 - 1 ザ タワーズイースト 3 階）
	市川商工会議所（南八幡 2 - 2 1 - 1）
南部	行徳支所（末広 1 - 1 - 3 1）2 階 企画調整課
	南行徳市民センター（南行徳 1 - 2 1 - 1）

＜問い合わせ先＞

市川市 経済観光部 商工業振興課	
TEL	047-712-7974
メールアドレス	jirinkyu2@city.ichikawa.lg.jp
郵送宛先	〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号 市川市 経済観光部 商工業振興課

宛名ラベル



〒272-8501
千葉県市川市八幡1丁目1番1号
市川市 経済観光部 商工業振興課 行